

## 「自転車安全運転体験出前講座運営業務委託」に関する一般競争入札公告

「自転車安全運転体験出前講座運営業務委託」について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和6年2月22日

岐阜県知事 古田 肇

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 入札案件の名称及び数量  
自転車安全運転体験出前講座運営業務委託
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による
- (3) 契約期間  
令和6年4月1日（月）から令和7年3月15日（土）まで
- (4) 履行場所  
入札説明書による

### 2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 岐阜県内に本店、支店又は営業所を有すること。

### 3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局  
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号  
岐阜県環境生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係  
電話 058-272-8205  
FAX 058-278-2889  
E-mail c11261@pref.gifu.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所  
ア 交付期間  
令和6年2月22日（木）から令和6年3月8日（金）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで  
イ 交付場所  
3の(1)に同じ  
原則電子メールによる交付とするので、上記担当部局まで電子メールで交付希望の旨を申し出ること。
- (3) 競争入札参加資格の確認  
ア 入札参加希望者は、下記期限までに別紙「競争入札参加資格確認申請書」を3の(1)まで提

出（郵送可）し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札参加資格申請に要する費用はすべて入札者の負担とする。

イ 提出期限 令和6年3月18日（月）午後5時 必着

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和6年3月22日（金）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年3月29日（金）午前10時00分

イ 場 所 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号  
岐阜県庁9階 会議室907・908

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の（4）のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の（1）に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は別紙「入札書」により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に別紙「委任状」を提出するものとする。

本入札は総価入札であるため、入札書に記載する金額は総価とする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という）第114条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

ウ 入札の辞退について

入札参加資格書を提出した後に入札を辞退する場合には、入札辞退届を提出すること。

エ 落札者の決定方法

① 規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

② 最低の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

オ 再度入札

落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は原則として1回とする。再度の入札を行った結果、なお落札者がいないときは、原則として再度公告し、入札を行う。

カ 最低限価格の有無

無

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において、虚偽の申請を行った者のした入札並びに以下に記載する規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

① 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。

② 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

③ 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。

④ 入札に関して談合等の不正行為があったとき。

⑤ 入札書に記名押印がないとき。

- ⑥ 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- ⑦ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- ⑧ その他収支等命令者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

ク 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。

ケ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

コ 落札の無効

落札者が、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

#### 4 その他

- (1) 郵便又は電信による入札は、認めない。
- (2) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。  
なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を入札の日から本契約の締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。  
また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- (7) その他、本入札の詳細は入札説明書による。
- (8) 落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。
- (9) 令和6年度予算の議決が得られなかった場合には、入札の執行を取り止めることがある。なお、これに伴い損害が生じた場合にあっては、県はその損害について一切負担しません。